

長野県と日本郵便株式会社との信州創生に向けた包括連携協定

長野県（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり、信州創生に向けた包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、相互に連携・協力関係を深め、地域の課題解決に取り組む自治の力により信州創生の推進に寄与することを目的とする。

（協力事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため次の事項について協力する。

- （1） 安全で豊かな地域社会づくりに関すること
- （2） 経済及び地域の活性化に関すること

2 具体的な実施事項については、甲と乙が協議の上、乙が実施計画書を作成する。

（免責）

第3条 乙は、前条第1項の規定による協力をした場合及び協力しなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

（協定の実施体制）

第4条 甲及び乙は、本協定を実施するため、それぞれ連絡調整に関する担当部署を定め、定期的に協議を行うものとする。

（甲の役割）

第5条 甲は、県内の市町村に対して、本協定の趣旨の周知を図るとともに、乙と市町村との連携に当たっては、助言等必要な支援を行うものとする。

（乙の役割）

第6条 乙は、県内の郵便局等及び社員に対して、本協定の趣旨を周知するとともに、日常業務に支障のない範囲で、第2条に定める事項について取り組むものとする。

（協定期間）

第7条 本協定の有効期間は、締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日から1か月前までに、甲または乙のいずれから異議の申し入れのない時は、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(守秘義務)

第8条 甲及び乙は、本協定の検討・実施により知り得た相手方の秘密情報（秘密情報である旨が明示された情報に限る。）を相手方の承諾なしに、第三者に開示又は提供等してはならない。なお、情報の開示又は提供等に当たっては、法令及び条例の定めるところによるものとする。

2 甲及び乙は、本協定が前条に定める有効期間の満了により効力を失った後も、前項による秘密保持の義務を負う。

(協議)

第9条 協力の形態、協力による成果の利用条件その他本協定に定めのない事項又は変更を必要とする事項については、甲乙協議の上、これを決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成30年7月3日

甲：長野県長野市南長野幅下 692-2

長野県知事

乙：東京都千代田区霞が関一丁目3番2号
日本郵便株式会社
代表取締役社長
